

1940年代後半における中国共産党各級組織の 華北農村社会認識について

——土地改革と社会構成——

Rural Northern China as a Focus for Differing Chinese Communist
Party Organizational Perceptions from 1946 to 1948 :

Land Reform Policy and Social Structure

三 品 英 憲

Hidenori MISHINA

(和歌山大学教育学部歴史学教室)

2018年10月23日受理

はじめに

本稿の目的は、1940年代後半に中国共産党中央委員会(中共中央)およびその主席であった毛沢東が作成した文書と、華北の各地方党組織が残した文書を手掛かりとして、当該時期の中国共産党の各級組織が華北農村社会をどのように捉えていたのか明らかにすることである。

共産党は抗日戦争が勃発すると従来の土地革命を停止し、減租減息(小作料率と利息の引き下げ)による階級矛盾緩和政策を実施したが、1945年8月に抗日戦争が終わり、国民党との対立が激化すると本来の階級革命路線に回帰した¹⁾。中共中央は1946年5月4日に「五四指示」を出し、各根拠地の各級党組織に対して減租減息・反奸清算(対日協力への罰)による大地主・漢奸・悪覇(地域ボス)の土地の没収と分配を行うよう指示した²⁾。しかし五四指示に基づいて実施された土地改革は、中央レベルの指導者にとって満足できるものではなかった³⁾。そこで1947年8月から全国土地会議が開催され、10月には地主の土地所有権の停止・所有地の分配を規定した中国土地法大綱が公布された。これ以降、1948年初頭に「左傾」是正が命じられるまで、農村では「乱打乱殺」や「中農」財産の侵犯など運動は急進化(「左傾」)することになった⁴⁾(なおこの時期の共産党指導者(中央・地方を含む)が使う「中農」とは自作農のことである。同様に「貧農」は小作農を、「雇農」は農業労働者を意味する⁵⁾。以下、「」は省略)。

以上のように整理される1946年後半から1948年初頭までの過程は、国共内戦で共産党が勝利する過程と並行するものであり、中華人民共和国がいかなる構造でどのようにして成立したのかを考えるうえで、極めて重要である。しかし、この間の土地政策の複雑な曲折の過程とその原因、とりわけ全国土地会議の開催と中国土地法大綱の決定がどのような問題意識の下で行われたのかについては、以下のようにまだ十分な説明が

なされていない。

日本における内戦期中共研究の到達点である田中恭子『土地と権力』⁶⁾は、土地均分政策が基層社会における中共の権力樹立において大きな政治的作用を持っていたとしつつ、それがどのような華北農村社会認識の下で立案・決定されたのかということについては一貫した論理で説明していない。例えば田中『土地と権力』第4章の前半部分では、五四指示について毛沢東と劉少奇が連名で党内に対して出した説明文(本稿で後に取り上げる【資料1】)と、晋察冀中央局が作製した文書(本稿で後に取り上げる【資料9】)を根拠として、中共指導者は華北農村社会において土地均分政策を実施することが必然的に中農利益を侵犯することになると認識していた(にもかかわらず均分政策を出した)と説明する一方で(『土地と権力』、179頁)、同じ第4章の後半部分では、1946年後半の運動では富農の土地が没収対象に含まれるようになったことを以下のように説明している。「中共指導部は、富農の保護が全農民の翻身と両立しないことを認め、富農の保護を断念したのである。しかし、中農との団結は、まだ諦めていなかった」、と(『土地と権力』、210頁)。ここでは、中共指導部の1946年後半段階の認識として、土地均分政策と中農利益の保護とが両立すると認識していたとしている。当該時期の中共指導者たちは、土地の均分を内容とする土地改革政策と、それが実施される華北農村社会との関係をどのように捉えていたのだろうか。

この問題について金沖及は、『転折年代—中国的1947年』⁷⁾の中で未公刊資料も使いながら以下のように説明している。すなわち、全国土地会議を開いた当初、劉少奇は「土地均分」を地主や一部の富農の土地を分配することであると考えていたが(『転折年代』、388頁)、1947年8月末に新華社が発表した社説「学習晋綏日報的自我批評」が「中農〔の土地〕を動かすか否かの問題について全く言及しておらず、中農の利益〔財

産]を侵犯しないことについて一字も述べていなかった」ことを毛沢東の意向と考え、「中農〔の土地〕を動かさずに貧雇農の要求を満足させることのできる地域は比較的少ない」と考えながらも中農も含めた徹底的な均分を命じた、と(『転折年代』、391頁)。この説明は、中国土地法大綱の文言の決定過程において劉少奇がどのような認識を持っていたのかを窺わせる貴重な成果ではあるが、未公刊資料に基づいているため検証する方法がなく、また毛沢東自身が「土地を徹底的に均分せよ」と指示した際に「中農〔の土地〕を動かさずに貧雇農の要求を満足させることのできる地域は比較的少ない」と考えていたかどうかについても不明である。このように、全国土地会議の開催と中国土地法大綱の決定がどのような問題意識の下で行われたのかについては、十分な説明がなされていない。

また、1920年代初頭から中華人民共和国成立までの河北における共産革命を追った陳耀煌『統合与分化』⁸⁾は、戦後内戦期の共産党の土地政策が、「上から下へ」の統制である「組織領導」と、群衆に党組織を超える正当性を与える「放手発動群衆」の間を揺れ動いた過程を明らかにしている。しかし陳は、そのように政策を変動させた共産党指導者たちが、河北農村地域の社会・経済構造に対していかなる認識を持っていたのかについては触れていない。

以上のような研究の到達点と問題点を踏まえ、本稿は、1946年後半から1948年初頭までの過程について、中央レベルの指導者(特に毛沢東)と辺区レベルの指導者とに分けて考察する。そのことによって、1940年代後半の中共土地政策の曲折の過程を解明する手掛かりを得たい。

ここで、本稿で使用する資料について説明しておく。本稿が中央レベルの指導者の認識を考察する際に主として用いる資料は、中央档案馆編『解放戦争時期土地改革文件選編』⁹⁾に収録されている諸文書である。他方、地方レベルの指導者の認識については、台湾の法務部調査局が所蔵する資料群を用いて考察する。この資料群は国共内戦期に国民党軍によって鹵獲されたものであり、共産党のさまざまなレベルの地方党組織が出した文書を含んでいる。その中には農村で革命を指導する工作隊が手にしていた手書きのメモまで存在しており、当該時期の研究においては非常に貴重な情報を提供するものである。収集の際のこうした事情から、系統的ではなく偶然に集められたものが多く、個々の文書は断片的で扱いは難しいが、全体的な流れと併せて位置づければ極めて有用である。そのため本稿では、同時期の地方党組織の認識を考察するための資料として河北省档案馆編『河北土地改革档案史料選編』¹⁰⁾所収の文書も用いる。

第1章 中央レベル指導者の華北農村社会認識

第1節 中国土地法大綱以前の中央レベル指導者の認識：1946年5月～1947年9月

まず、中央レベルの指導者が、土地の均分政策が中農の利益を侵犯することになると認識していたかどうかについて見ていく。五四指示が出された直後の1946年5月8日、五四指示の内容を補足するために毛沢東と劉少奇の発言要綱が各地の党組織に配布された。そこでは次のように述べられている(下線は引用者による。以下同じ)。

【資料1】「広大な群衆の行動によって土地が均分された地域では、農民の平均主義を批判してはならない。逆に、封建勢力を徹底的に消滅させようとする農民のこのような行動は、許すべきである。ただし、限度のない均分、中農と連合しない均分、配慮すべき各種の人に配慮しない均分は、許すべきではない。群衆がまだ均分を提起していない地域では、群衆が提起する方法によって処理し、均分をしてはならない」(1946年5月8日「中共中央転発毛沢東和劉少奇同志關於土地政策發言要点」¹¹⁾)

田中『土地と権力』は、下線部から「毛沢東は土地の平均分配政策が中農利益の保護と抵触することを認識していた」としているが、この解釈は誤りである。ここでは群衆が既に自分たちで土地の平均分配をしまっている場合に、それが「中農と連合しない均分であれば許してはならない」としているのであって、土地の平均分配が必ず中農の利益を侵犯すると言っているわけではない。「中農と連合しない平均分配」は例外的なものであり、一般的には、土地の平均分配は中農の利益を侵犯しないものとして考えられていた。同様の認識は、1947年9月に中共中央が前敵工作委員会に与えた文書でも示されている。

【資料2】「土地の平均分配は利益が非常に多く、方法は簡単で、群衆は支持し、外部もまたこうした公平な方法に反対する理由を見つけることは難しい。中農の大多数は利益を獲得し、ごく一部は土地を提供するが、同時にそのほかの利益(政治的および一般の経済的利益)を得て補償することができる。したがって土地会議は徹底的に土地の平均分配方針を採用すべきである。」(1947年9月6日「中共中央対中共工委關於徹底平分土地問題的報告的批示」¹²⁾)

ここでは「土地均分によって中農(の大部分)も利益を得る」という認識が示されている。以上から分かるように毛沢東や劉少奇など中央レベルの指導者は、五四指示を出した1946年5月から中国土地法大綱を決議する直前の1947年9月まで一貫して、土地の均分が中農の財産を侵犯することになるとは認識していなかったのである。

第2節 中国土地法大綱と中央レベル指導者の認識： 1947年10月

1947年10月10日付で公布された中国土地法大綱は、こうした中央レベルの指導者の認識を正確に反映したのものとなった。決議内容を党組織に伝える中共中央の通達は、以下のような書き出しで始まっている。

【資料3-①】「中国の土地制度は極めて不合理である。一般的な状況について言えば、農村人口の10%に満たない地主・富農が70~80%の土地を占有し、残酷に農民を搾取している。農村人口の90%以上を占める雇農・貧農・中農およびそのほかの人民は、合計で20~30%の土地しか持たず、年中労働しても衣食が満ち足りることはない。」(1947年10月10日「中共中央關於公布中国土地法大綱的決定」¹³⁾)

ここでは、地主・富農と「中農・貧農・雇農」との間に存在している人口と所有面積の相反する偏りについて簡潔な数字が示されている。この数字を出発点とすれば、地主・富農の土地を10~20%に抑え、没収した60%分の土地を中農・貧雇農に与えれば、人口で90%を占める中農・貧雇農が80~90%の土地をもつ、という状況を達成できるということになるだろう。すなわち、地主・富農の土地を削れば、中農の土地に手をつけずに貧雇農を引き上げ得るという理解である。当然、中国土地法大綱の条文もこの認識に合致するものとなっている。

【資料3-②】

第一条 封建的および半封建的搾取の土地制度を廃止し、耕す者がその土地を持つという土地制度を実行する。

第二条 すべての地主の土地所有権を廃止する。

第六条 本法第九条に定めるものを除き、農村内のすべての地主の土地および公地は、農村の農会が接収し、農村内のそのほかのすべての土地と合わせ、農村のすべての人に、老若男女を問わず、統一的に平均分配する。〔後略〕(「中国土地法大綱(中国共産党全国土地会議一九四七年九月三十日通過)」¹⁴⁾)

ここで定められているのは、あくまで地主の土地所有権の停止とその所有地の没収・分配であり、富農以下については土地所有権の停止・所有地の没収を許していない。このように共産党が土地の没収対象を地主に絞ったのは、中央レベルの指導者たちが地主の所有地を徹底的に分配さえすればそれで全ての貧雇農の土地問題を解決することができると考えていたためであった。

第3節 「左傾」是正の論理と中央レベル指導者の認識：1948年2月以降

しかし、1947年後半の土地改革運動は極めて急進的

なものとなった。本稿の冒頭で触れたように、現場の農村ではこの時期に「乱打乱殺」と呼ばれる現象が起き、多くの中農が闘争対象とされてその所有地を没収・分配された。こうした混乱した状況が発生していることは1947年末には明らかとなり、1948年初頭に「左傾」是正が指示されることになった。

中共中央に対し最初に華北農村における事態の重大性を報告してきたのは、習仲勳である。当時、中共中央候補委員で西北局書記でもあった習仲勳は¹⁵⁾、綏属各県の土地改革の状況について1948年1月4日付で西北局と中共中央に対して以下のように報告している。

【資料4】「もし一般の概念で老解放区の土地改革を行えば、必ず原則的な過ちを犯す。まず老解放区の階級成分は、もともと一般的に高く定められ(内戦時)、群衆は不満を持っている。改めて評議するべきであり、新しい基準に基づいて処理するべきである。第二に、中農が多く、貧雇農が少ない。一部の村(清潤地区)では地主と富農が存在しない。本当に土地を持たないか、少ししか持たない貧雇農は、最も多くても総戸数の20%に満たない(さらに10%に満たないところもある。当然、特殊な状況もある)。もし再度平均分配を行えば、80%の農民は同意しないだろうし、断固として分配すれば、我われにとって不利である。このような老解放区では平均分配するべきでない。…第三に、地主・富農(旧)も新解放区に比べて非常に少ない。地主・富農が中国農村の8%前後を占めるといふ観念は、老解放区では改めなければならない。もし新解放区と同じように評価するならば、必ず重大な過ちを犯す。」(1948年1月4日「習仲勳關於検査綏属各県土地改革情况的報告」¹⁶⁾)

また、中共中央委員で1947年11月から陝西省綏徳県錢家河で療養中だった任弼時も、付近の農村を視察した上で¹⁷⁾、西北野戦軍前線委員会拡大会議で、同様の論理で土地法大綱以来の土地改革の問題点を指摘している。

【資料5】「旧政権のもとでは、中農は人口の約20%を占めていた。老解放区では、一般に50%前後を占めている。徹底的に土地を平均分配した後、農村の中の最大多数は中農となり、中農でないのは少数の人だけになった。」(1948年1月12日「土地改革中の幾個問題(任弼時)」¹⁸⁾)

このように相対的に土地改革の現場に近い場所にいた中央レベルの幹部たちは、老解放区では基本的に中農化済みという論理で、48年初頭に是正勸告を行っていた。こうした報告を受けた毛沢東が老区に対する認識を改めて是正指示を出したのは、48年2月初旬であった。

【資料6】「老解放区では…土地はおおよそ既に平均分配されている。つまりおおよそ既に土地法を実行したのであり、ここでは改めてもう一度平均分配するの

ではなく、土地を調整し均せばよい。中農は農村人口の大多数を占めており…」(1948年2月6日「毛沢東關於分三類地区実行土地改革問題給李井泉・習仲勳的指示」¹⁹⁾)

このように、毛沢東による「左傾」是正指示も「老区の状況は既に異なっている」という論理によるものであった。そうだとすれば、土地改革を経ていない国民党統治区や新解放区の農村社会に対する認識は変わっていないはずである。実際、1948年初頭、毛沢東が党内に対して発した文書は、新解放区の農村社会に対する認識が従来と同じであったことを示している。

【資料7】「国民党が統治する農村では、貧農・雇農およびそのほかの無地・少地の農民がおよそ70%を占め、中農がおよそ20%を占め、地主・富農およびそのほかの搾取分子がおよそ10%を占めている。したがって農会が包括する群衆は極めて広大であり、70%を占める貧雇農が最も積極的であり、自ずと農民協会の主体となり、中農は初期には迷って様子見をしているが、闘争が展開して勝利の希望が見えてきたときには、中農は農民協会に加入することを願う。」(1948年1月22日「毛沢東關於新区土改問題給粟裕的指示」²⁰⁾)

【資料8】「地主階級・官僚資産階級・旧式富農は人数は非常に少ないが、全国の生産資源の最大部分を占有している。とりわけ、地主階級と旧式富農は、各地で多寡はあるが、一般的な状況に照らせば、およそ農村人口の10%、戸数の8%前後を占めており、しかも彼らが占有する土地は、すべての可耕地の70~80%に達している。」(1948年2月15日「中共中央關於土地改革中各社会階級的劃分及其待遇的規定(草案)」²¹⁾)

以上のように、国民党統治区や新解放区の農村社会に対する認識は変化していなかった。ここでは「地主の土地の没収と分配によって全ての農民の翻身は可能であり、土地均分政策は中農の保護に抵触しない」という従来の認識が維持されていたのである。

なお以上の考察から、本稿冒頭で紹介した、全国土地会議における土地均分への議論の転換に関する金冲及の説明―すなわち、1947年8月末に出された新華社社説「学習晋綏日報的自我批評」を見た劉少奇が、「社説は中農の保護に言及していない」ことから毛沢東の意図を忖度し、「中農を動かさずに貧雇農の要求を満足させることのできる地域は比較的少ない」と考えながらも中農も含めた徹底的な土地均分を指示する方向へと舵を切ったとする―については、本稿はそのまま受け入れることはできないと考える。その理由は以下の諸点による。

第一に、新華社の社説「学習晋綏日報的自我批評」は地主の土地を没収し均分せよと命じるものであり、中農まで含めた全面的な土地均分を命じるものではな

かった²²⁾。このことは、【資料3-②】で見たように、中国土地法大綱があくまで地主の土地所有権の停止と地主の所有地の没収・分配を規定するものであったことに対応している。また、1947年5月までの劉少奇は、土地改革が進んでいない主たる原因は果実不足にあるのではなく群衆に対する幹部の抑圧にある(つまり、地主の土地を分配すれば群衆の土地問題は解決できる)と認識していた²³⁾。したがって、仮に劉少奇が社説を見て毛沢東の意図が「中農も含めた全面的な徹底的な土地均分」にあると忖度したのが事実だとしても、同年8月末の時点で「中農を動かさずに貧雇農の要求を満足させることのできる地域は比較的少ない」と考えていたかどうかは疑わしいのである。

また毛沢東についても、彼が全ての農民の土地問題を解決するために中農の土地に手をつけなければならぬと認識していたとは考えにくい。この推測は、1948年2月の段階でさえ、毛沢東は土地改革を経る前の農村では「人口の10%に満たない地主・富農が70~80%の土地を所有している」という認識を持っていたことから考えても蓋然性が高い。現時点では金冲及が利用した資料の閲覧ができないため最終的な判断はできないが、以上から本稿は金冲及の示す歴史像を退けて議論を進めたい。

第2章 地方レベル指導者の華北農村社会認識

第1節 1946年5月~1947年6月における各根拠地レベルの指導者の認識

では、地方党組織は華北農村社会と土地均分政策との関係をどのように認識していたのだろうか。

1946年5月に五四指示が出された後のおよそ一年間、華北の各地方党組織の文書には、土地の均分政策が必然的に中農の利益を侵犯するだろうという懸念が述べられている。1946年8月29日付で晋察冀中央局総学委が発行した『土地政策学習参考文件』は、五四指示の執行について以下のように述べている。

【資料9】「中央の五四指示の精神は、反奸・清算・減租・退租・減息などの闘争の中から、耕すものにその田を所有させるものであり、土地を均分することではない(土地を平均分配することは中農の利益を犯すことになり、富農への打撃も重すぎる)。したがって、際限のない闘争(抜尖)は採用するべきではない。「広大な群衆の行動によって土地を均分した地域では、農民の平均主義を批判してはならず、逆に、農民のこうした徹底的に封建勢力を消滅させた行動は赦さなければならない。ただし、際限のない均分、中農と連合しない均分、配慮すべき様々な人に配慮しない均分はしてはならない」(毛主席と劉少奇同志の土地政策に関する発言要点)」(1946年8月29日「土地政策学習参考文件」²⁴⁾)

この【資料9】で注目すべきなのは、後半で「毛主席

席と劉少奇同志」の発言要点(すなわち本稿の【資料1】)を引用して、自身の「現在の政策は土地の均分ではない」という主張を正当化しているという点である。この「毛主席と劉少奇同志」からの同じ部分の引用は、晋察冀辺区に属していた冀中区が、1946年7月末に開いた党委拡大会議において通過させた決定にも見られる。そこでもやはり「現在の政策は土地の均分ではない」ということを主張する文脈で用いられている²⁵⁾。

また、同じ晋察冀辺区の中にあった冀東区も、土地の均分が中農の利益を侵犯することを明確に述べている。

【資料10】「現在、均分を提起しようとするれば、必ず幹部が代行するところとなり…結果は必ず失敗するだろう。均分は我われは反対しないが…現在の群衆はまだ条件が不十分であり、もし均分をするならば必ず中農を傷つけるだろう。中農に心配させない均分は非常に少ない。」(1946年5月30日「中共冀東区党委關於群衆運動問題初步検討及執行中央五四指示的初步意見(節録)」²⁶⁾)

以上から、華北の平野部から太行山脈に広がっていた晋察冀辺区では、1946年夏の時点で土地の均分が中農の利益を侵害するという認識が広がっていたことが分かる。

また晋冀豫辺区の一部として河北省南部に位置した太行区も、1947年6月に、土地均分は中農利益に抵触する可能性があるとする報告をまとめている。報告書はこの地域の新区では「地主階級は全人口の8.95%、全耕地の22.55%を占めている。富農は全人口の8.82%、全耕地の14.16%を占めている。よって地主と富農を合計すれば、全人口の17.78%、全耕地の36.71%を占めている」²⁷⁾と述べ、もともと地主・富農への土地の集中度が低かったことを指摘した上で、次のように述べている。

【資料11】「均分問題：本区では貧農の土地問題を解決するうえで、共同で果実を分け、先に“穴”を埋める方法で解決している。均分はごく少数の村だけである。なぜなら本区は一般に土地が分散しており、中農の比重が大きく、中農の平均面積は一般の平均面積よりもやや大きいからである(もし14県の24村の比較的精密なデータを総合すれば、一人当たりの平均は3.34畝で、中農の一人当たりの平均は3.42畝である。地主が集中している区では一人当たり3.52畝であり、中農が3.2畝である。こうした地区だけ中農は平均面積よりも少ない。富農が集中している区では、一人当たり2.84畝であり、中農は3.1畝である。土地が分散している区では、一人当たり3.55畝であり、中農が3.76畝である)。…したがって一般に均分やすべてを平らに均すことは容易ではなく、実行すれば中農との団結に影響を及ぼす。」(1947年6月15日「中共太行区党委土地改革報告(節録)」²⁸⁾)

つまり、多くの地域では村の一人当たり平均面積よりも中農の所有面積の平均の方が大きく、土地の均分を行えば必然的に中農の土地を削らなければならなくなるとしているのである。華北の各地域党組織の認識は、「土地の均分政策は中農利益を侵犯する」というものであった。

なお、こうした認識に対応するものとして、この時期に出された(あるいは、この時期に触れた)地方党組織の文書の中には、地域内の地主が少ないために中農が闘争対象とされた事例が掲載されている。

【資料12】「なぜ中農利益の侵害が発生し、中農との団結に注意しなかったのか?…第一に、我われ領導者に中農と団結することの重要性に対して認識が不足しており、しっかりと理解していないためである。…第二に、一部の地域には抜尖(際限なく闘争する)思想があり、無原則に闘争しており、我われがすべての農民と団結して封建地主・悪覇に対して闘争しなければならないことを理解せず、土地が少しでも多ければ闘争対象であると考えている。」(1946年8月15日「団結全体農民は保障闘争勝利的重要關鍵(辺農研究室)」²⁹⁾)

【資料13】「二つの小さく貧しい村では、区は一貫して彼らには闘争がないと認識しており、彼らに会を開かせなかったが、結果はやはり立ち上がり、一方的に中農に打撃を与えた(この村には地主や悪覇の類がいなかったからである。)(1946年10月5日「冀東十五分区発動群衆的経験」³⁰⁾)

【資料14】「我が分区の前の時期の均分工作の中で、成分を誤って確定し中農利益を侵犯する誤りが比較的普遍的に発生し、一部の地区では非常に重大であった。その具体的な表れは以下の通りである。一つの種類は成分を高めて中農利益を侵犯することである。もう一つの種類は根本的に成分を確定せずに中農利益を侵犯することである。例えば軽微な搾取だけがあった富裕中農や、労働に勤しみ搾取をしなかったが生活が比較的よかった中農を富農にした。」(1948年3月18日「中共冀中十地委關於糾正錯訂成分与堅決不侵犯中農利益的指示」³¹⁾)

また、中農自身にも、土地均分が行われれば自分の土地も差し出さなければならぬと認識されていたことが、以下の報告から分かる。

【資料15】「耕す者がその田を有するということは我が党の新しい土地政策であり、粘り強く教育研究しなければ、認識の上で偏りがあるだろう。例えば我われがかつて政策を貫徹させることが不十分で一部の中農と闘争したり、群衆路線を行わずに強迫命令したことによって、群衆の政策に対する疑念を抱かせている。特に中農階級の懸念が大きく、〔自分の土地も〕均分をしなければならぬと考え、献田〔土地の献上〕を提起する中農が出た。」(1946年12月1

日「土地改革第一階段 幾個問題的經驗介紹」³²⁾)

「献田を提起する中農が出た」のは、闘争対象になることを避けるためだったのであろう。以上はいずれも晋察冀辺区のものであり、華北全体の中でどこまで普遍性をもったのかは即座には判断することができないが、少なくとも晋察冀辺区では「土地均分政策は中農利益を侵犯する」とした幹部たちの懸念には、一定の根拠があったと言える。

とはいえ、土地均分政策は中農利益を侵犯しない、あるいは土地均分は中農にも利益があるとする地方党組織の文書が存在していないかといえそうではない。例えば陝甘寧辺区では、下のように1947年の初頭に「土地の均分は中農利益を侵犯しない」とする指示が出されている。

【資料16】「土地の分配方法については、西北局が1月24日の補充指示において明確に以下のように書いている。「二種類の異なった分配方法があり、一種類は貧雇農が要求する均分方法であり、もう一種類は富農路線の分配方法である。後者は広大な群衆の発動に極めて有害である。…農民・労働者・農村貧民あるいは小手工業者・小商人・教員から巫女などに至るまで、およそ土地を要求するものには公平に分配するべきであり…最も良いのは清算闘争で獲得した土地と献上されたり徴購〔購入〕したりした土地をすべて平均的に分配して皆が利益を得ることである。こうした均分は中農を動かして土地を獲得するものではなく、したがってすべての土地を均分することではない。このようにして初めて90%の農民の賛成を勝ち取ることができ、土地改革運動に参加させることができる」と。(1947年2月10日『土地改革工作通訊』第3期³³⁾)

下線部だけを見れば、確かに土地の平均分配は中農の利益と抵触しないと述べているように見える。しかし、土地の平均分配の前に「こうした」という単語がつけられていることから分かるように、この指示に言う「土地均分」は、すべての土地を均分することを指しているのではない。清算闘争・献地・徴購によって獲得した土地を平均的に分配することを「土地均分」と呼び、その方式で土地を分配すれば中農の土地は動かさずにすむ、と述べているのである。村内の耕地面積を村民の人口で割った平均面積に近づけるといふ本来の意味での土地均分が、中農利益の侵犯に結びつくかどうかについては、ここでは述べられていないという点に注意が必要である。

また次の冀中区の文書も、土地の分配政策が中農にとっても利益になると述べているように読めるものである。

【資料17】「今回の闘争では各村の中農が恐慌をきたさなかつただけでなく、共産党が中農の利益も代表していると理解することになった。「耕す者がその田

を有する」は中農にとって利点があり、したがって各村の中農は非常に積極的に闘争に参加した。」(1946年10月10日「青島発動群衆の幾点経験(丁廷馨)」³⁴⁾)

しかし、この【資料17】の前には次の文章が置かれている。「地主は負担を逃れたり、土地を隠したりして全村に損をさせており、これを清算の方法を用いて数字を算出することは、農民の教育において最も有効である」³⁵⁾。つまりここでは、「耕す者がその田を有する」を実現する手段としては、地主による「負担の回避」や「土地の隠蔽」などに対する清算闘争が想定されている。確かにこの方法ならば中農自身が闘争対象とならない限りその利益が侵犯されることはないだろう。「土地の均分政策は中農利益の保護と両立する」と明確に述べる地方党組織の文書は、巧みに論理の転換が行われていたと言えるのである。

以上の考察から、1946年5月から1947年5月頃までの一年間、華北の地方レベルの指導者が「土地均分は中農を傷つける」という認識を持っていたことが分かる。ただしこの認識に基づく主張が、【資料9】や、【資料9】と同じ文章を用いた「中共冀中区党委關於具体執行中央五四指示及中央局指示的決定(節録)」に見られるように、毛沢東・劉少奇の発言要綱を引用する形で正当化されていたこと、また本節の後半で取り上げた【資料12】や【資料15】に見られるように、「中農の利益が侵犯された」というとき、その原因は「幹部の認識不足」にあるとされ、「土地均分政策は必然的に中農の利益を侵犯する」という論理で説明されることはなかったことにも注目すべきである。地方党組織の幹部が文書においてこのように慎重な表現を選択していたことは、当時、中央レベルの指導者との間に革命闘争の方法をめぐる微妙な相違・緊張が存在していたことを示唆している。そしてこのことは同時に、こうした報告書の中で、地方レベルの幹部が失政の原因として「幹部の認識不足」を挙げるとき、その分析を鶴呑みにしてはならないということも示唆している。

第2節 華北農村社会認識における中央・地方党組織の差異と客観的現実

では、華北農村社会認識における中央と地方党組織のこのような差異はなぜ生じていたのだろうか。問題は中央指導部の認識にあった。中央指導部の認識が、華北農村社会の客観的現実とは大きく乖離していたのである。

【資料3-①】で見たように、中央指導部が土地法大綱を決定した際に根拠とした農村認識は「農村人口の10%に満たない地主・富農が70~80%の土地を占有し…農村人口の90%以上を占める雇農・貧農・中農およびそのほかの人民は、合計で20~30%の土地しか持たない」というものであった。しかし、華北農村の土

地所有状況はこれと大きく異なっていた。この点については別稿³⁶⁾で詳述したのでここでは省略するが、1920年代末から30年代前半にかけて行われたロッシング・バックや中華平民教育促進会の調査は、華北の多くの地域では、「自作農」(すなわち共産党のカテゴリーでは中農)が大部分を占めていたことを示している。中央指導部が想定していたような形では、小作農(共産党のカテゴリーでは貧農)と小作地は存在していなかったのである。

このような状況に合致するのは、根拠地レベルの指導者が示していた「土地均分政策は中農利益を侵害する」という認識であった。社会構成員の多くを自作農(中農)が占めているのであれば、地主が極端に広大な土地を占有しているのではない限り、村落単位で見たとときに戸毎の平均面積を上回る土地を所有する中農が存在する可能性は極めて高く、村民の所有面積を平均値に近づけようとすれば必然的に中農の所有地に手をつけなければならなくなるからである。

また、このような華北村落の客観的現実を踏まえれば、前章の【資料4】(習仲勳)や【資料5】(任弼時)で挙げた「左傾」是正勧告も、中央指導部の華北農村社会認識と客観的現実との間の乖離を示すものとして改めて解釈することが可能である。彼らの是正意見の論理は「老区ではすでに中農化済みである」というものであったが、この論理は、そもそも土地法大綱の公布とそれに基づく土地改革の急進化が、共産党統治区における土地改革の遅れを理由として指示されたという歴史的経緯と矛盾している。つまり、ここで「左傾」是正の根拠とされている「老区では中農が大部分を占めている」という現実、土地改革を経て実現したものではなく、この地域の社会構成がもともと中農中心であったということに対応したものであると考えることができる。中央指導部の華北農村社会認識と客観的現実との間に存在した乖離を、「土地改革による変化があった」として整合的に説明しようとしたものであると言えるのである。

では、中央指導者たちが土地均分政策の前提としていた農村社会の構造に対する認識、すなわち農村人口の10%に満たない地主・富農が70~80%の土地を占有している一方、中農は農村人口のおよそ20%、貧農・雇農が残りの70%を占めているという認識は、いったい何を根拠にしていたのだろうか。

それは、1930年10月末に毛沢東が江西で行った農村調査(興国調査)であった。この点についても、前掲の別稿³⁷⁾ですでに明らかにしているので、ここでは概略だけ述べるが、この報告書で毛沢東は、村の人口の6~8%を占める地主・富農が全体の80%の土地を占有し、人口の61%を占める貧雇農は全体のわずか5%の土地を占有するだけであると述べている。他方、全人口の20%を占める中農は全体の15%の土地を占有して

いるとされた。これは「農村人口の10%に満たない地主・富農が70~80%の土地を所有し、中農は農村人口のおよそ20%、貧農・雇農が残りの70%を占めている」という前掲の数字に極めて近似している。これはもちろん偶然ではない。というのは、中共中央は「左傾」是正の過程において、地方党組織に対し、毛沢東がこの江西農村調査を踏まえて1933年に著した二つの著作(『怎樣分析階級』と『關於土地闘争中一些問題的決定』)を参照して階級区分をし直すよう繰り返して命じているからである³⁸⁾。1940年代後半においても、1930年代初頭に毛沢東が江西で形成した農村認識が「教科書」であった。毛沢東を中心とする中央指導者は、1930年代初頭に毛沢東が掴みとった江西農村社会に対する認識を、土地改革政策の根拠にしていたのである。したがって彼らの認識が、中農が多数を占めているという華北農村の客観的現実と乖離するのは当然であった。

なお、このように共産党の農村認識と華北農村の客観的現実との間に乖離があったことについては、すでに黄宗智が指摘している³⁹⁾。黄は「表現された現実」と「客観的現実」という概念を用いながら、華北農村において「表現された現実」は「客観的現実」と大きく乖離していたとし、そのことが戦後内戦期における土地改革運動の急進化に繋がったとする。本稿はこの主張に同意するものであるが、ここでは問題点として、共産党の「表現された現実」は1940年代半ばの時点でもまだ党内で統一されていたわけではなかったということを指摘しておきたい。抗日戦争以降に実施された一連の土地改革運動は、社会を大きく変える契機であったと同時に、本稿で以下に見るように、黨員から「現実を表現する」権利を奪い中央(特に毛沢東)に一元化していく過程でもあった。

第3節 1947年における各根拠地レベルの指導者の認識の変化と中国土地法大綱

しかし、本章第1節でみたような地方党組織の認識は1947年5月以降見られなくなる。代わって登場したのは、中央指導部と同じ「土地均分政策は中農の利益と抵触しない」とする認識であった。この認識を記した地方党組織の文書の中で、筆者が確認できた最も早い時期のものは冀晋区の文書である。そこには以下のように述べられている。

【資料18】「土地改革の基本的な隊列は誰によって構成されるのか?これは貧農・中農・赤貧農・雇農によって構成されるのであり、特に中農・貧農はどちらかが欠けても革命は失敗することになる。したがって、必ず農民の土地要求を満足させ、赤貧農を根絶し、無地少地の農民の土地問題を解決しなければならず、中農の利益は断固として侵犯してはならず(その自作地を動かさない)、一定の果実を分配しなければならぬ。」(1947年5月18日「中共冀晋区党

委従阜平覆査中看到的幾個問題給各地的指示」⁴⁰⁾)

ここでは、「中農の利益を侵犯しない」ということと「無地少地の農民の土地問題を解決する」ということが、両立するとされている。次の冀熱察区の文書も同様である。

【資料19】「農村の土地改革の中では、貧雇農と中農の利益は基本的に矛盾しない。…貧苦の農民の要求を満足させるというスローガンは、貧雇農の経済を中農の水準に引き上げることであり、封建勢力を消滅させる中で中農の利益を侵犯するはずがないだけでなく、大部分の下層中農を中農の地位に引き上げることができる。」(1947年7月27日「中共冀熱察区委關於土地改革問題的結論—劉道生同志在拔幹會上的報告」⁴¹⁾)

ここでは、土地改革の目標が「貧雇農の経済を中農の水準に引き上げること」であり、その過程では中農の利益が侵犯されることはないとしている。冀熱察区では、その後1947年後半にもこの認識は維持されていた。

【資料20】「我が区の過去の経験によれば、一般には下層中農は土地を獲得することができ、上層中農は一部を提供し、一般の中農は得失がない」(1947年11月15日「冀熱察土改運動初歩總結与今後任務(節録)—牛樹才同志在冀熱察土地會議上的報告提綱」⁴²⁾)

同様の認識は、西北の根拠地においても広がっていた。西北局が1947年12月に出した『辺区群衆報 副刊』は、西北土地改革大会の成果を以下のように述べている。

【資料21】「土地改革の路線は貧雇農を骨幹としてすべての中農と連合し、すべての封建地主を打倒し、封建的な性格を持つ富農に対して闘争を行うことである。土地改革の政策は、「中国土地法大綱」を基本とし徹底的に土地を均分することである。」(1947年12月「貧雇農徹底翻身、人人平分土地 西北土地改革大会開得美 宣布消滅一切封建勢力」⁴³⁾)

ここでも、「土地の徹底的な均分」と「すべての中農との連合」とが両立するとしている。

以上の考察から、1947年5月～6月を過渡期として、華北の地方党組織は「土地均分政策(全ての貧農の翻身)は中農の保護と両立する」という認識に転換していったことが分かる。これは1946年5月以来中央レベルの指導者が主張していた認識への合流であった。したがって、「土地均分政策と中農利益の保護は両立する」という認識の確立は、地方党組織が先導したのではない。この段階で、地方レベルの指導者が認識を中央レベルの指導者の認識に合わせることによって、共産党内の認識が一致したのである。

なお、1947年5月以降にそうした転換が起こった背景としては、1947年3月の延安陥落に象徴されるよう

な軍事情勢の悪化が考えられよう。劣勢を跳ね返すためには、党内のより一層の凝集がなければならない。本節で見た、土地政策と華北農村社会の関係についての認識の統合は、こうした動きの一端として位置づけることができる。

第4節 「左傾」是正時における各根拠地レベルの指導者の認識

では、1948年初頭から始まった「左傾」是正における地方党組織の認識は、どのようなものだったのだろうか。中央レベルの指導者は、第1章で見たように「老区の状況は既に異なっている」という論理で「左傾」の是正を指示していた。結論から言えば、地方党組織の「左傾」是正の指示も、同じ論理によるものであった。

【資料22】「土地改革を実現するためには貧雇農の利益を最重要のこととしなければならない、貧農団が土地改革と村内のすべての闘争を領導する骨幹とならなければならない。これは確実で変わらないことである。しかし、貧雇農の要求を満足させるのと同時に、やはり適切に中農の利益にも配慮しなければならない、強固に中農と連合しなければならない。中農は、農村の中、特に老解放区において極めて大部分を占めている。」(1948年2月4日「貧農中農大團結(晋察冀日報社論)」⁴⁴⁾)

【資料23】「均分前の各階層の土地占有状況については…我が区の老区と半老区(老区と、5月覆査を経た半老区とはほとんど差がない)の大部分の土地は既に農民の手中に分散している。したがって今回の均分では、地主富農が依然としてよい土地を比較的多く占有している少数の村でそれらを取り出して農民に分配しなければならない他は、今回の調整は基本的には農民内部の問題である。もし絶対平均思想によって土地を分配すれば、中農を傷つけるだけではなく、一部の貧農も土地を差し出さなければならないだろう。」(1948年3月16日「中共北岳五地委傳達中央・中央局一月指示後分地工作給区党委的報告(節録)」⁴⁵⁾)

以上のように、1948年前半、華北の地方党組織は中央レベルの指導者の認識の転換に合わせて自らの認識を転換させ、「左傾」の是正を指示していた。しかもその転換の速さは、前節でみた「土地均分政策と中農利益の保護は両立する」という認識への転換に比べて際立っていたことが注目される。このことは、1947年後半の中国土地法大綱下の農村革命運動による社会秩序の混乱が極めて大きかったこと、そして中央レベルの指導者・組織が持つ地方党幹部・組織に対する統制力が、この間に飛躍的に上昇していたことを物語っているのである。

おわりに

以上、本稿では中央レベル・地方レベルの党組織が残した文書を手掛かりに、土地政策と華北農村社会との関係に対する認識がどのようなものであり、それがどのように変化したのかを考察した。その結果、中央レベルの指導者が華北農村の客観的現実から乖離した「土地均分政策と中農利益の保護は両立する」という認識を一貫して持っていたのに対し、当初、地方レベルの党組織・幹部は客観的現実を即して「土地均分政策と中農利益の保護は両立しない」という認識を持っていたこと、しかしそうした地方レベルの党組織・幹部が持っていた認識は1947年5月頃から変化し、中央レベルの指導者の認識に合流していったこと、そして1948年初頭から始まる「左傾」是正においても、中央の認識の転換に地方党組織が呼応していたことが明らかになった。本稿の冒頭で指摘した田中恭子『土地と権力』の説明の矛盾は、中央レベルと地方レベルとに区分して整理することによって解消するものだったのである。

(付記)本稿は、基盤研究(B)「東アジアの連関と比較からみた中国戦時秩序の生成と言説の様態」(研究代表者:笹川裕史、課題番号:17H02403)による研究成果の一部である。

- 1) 三品英憲「国共内戦の全面化と中国共産党—再考・1946年」(『史学研究』251号、2006年3月)。
- 2) 三品英憲「戦後内戦期における中国共産党の革命工作と華北農村社会—五四指示の再検討」(『史学雑誌』112編12号、2003年12月)。
- 3) 三品英憲「近現代中国の国家・社会間関係と民意—毛沢東期を中心に」(渡辺信一郎・西村成雄編著『中国の国家体制をどうみるか—伝統と近代』、汲古書院、2017年、所収。第7章)、および三品英憲「華北農村社会と基層幹部—戦後内戦期の土地改革運動」(笹川裕史編著『戦時秩序に巣喰う「声」—日中戦争・国共内戦・朝鮮戦争と中国社会』、創土社、2017年、所収。第3章)。
- 4) 陳永發『中国共産革命七十年(修正版)』(聯経出版事業公司、2001年)、434~443頁。
- 5) 今堀誠二『毛沢東研究序説』(勁草書房、1966年)、133~145頁。なお、前掲三品「近現代中国の国家・社会間関係と民意—毛沢東期を中心に」で詳述したが、共産党は1947年末に基層組織に対して「左傾」是正を指示した際、1930年代前半に毛沢東が記した農村階級分析に関する著作を配布している。そこでは「中農」に区分する主たる要素が自作農であること、「貧農」に区分する主たる要素が小作農であることが記されていた。1947年末からの「左傾」是正の過程で「貧農」が小作農を指すことを強調した文書が改めて党内に配布されたことは、基層に近いレベルでは、1947年末まで「貧農」を文字通りの「貧しい農民」と解釈して人びとを階級区分する例が多かったことを示唆する。この点に関しては前掲三

品「華北農村社会と基層幹部—戦後内戦期の土地改革運動」を参照。

- 6) 田中恭子『土地と権力』(名古屋大学出版会、1996年)。
- 7) 金冲及『転折年代—中国的1947年』(生活・読書・新知三聯書店、2002年)。
- 8) 陳耀煌『統合与分化』(中央研究院近代史研究所、2012年)。
- 9) 中央档案馆編『解放戦争時期土地改革文件選編』(中共中央党校出版社、1981年)。
- 10) 河北省档案馆編『河北土地改革档案史料選編』(河北人民出版社、1989年)。
- 11) 華北解放区財政經濟史資料選編編輯組『華北解放区財政經濟史資料選編』第1輯(中国財政經濟出版社、1996年)、767頁。
- 12) 『解放戦争時期土地改革文件選編』、80頁。
- 13) 『解放戦争時期土地改革文件選編』、84頁。
- 14) 前掲「中共中央關於公布中国土地法大綱的決議」に付録。『解放戦争時期土地改革文件選編』、85頁。
- 15) 中共中央組織部他編『中国共産党組織史料』第4巻上(中共党史出版社、2000年)、30頁・124頁。
- 16) 1948年1月9日「毛沢東転発習仲勳關於検査綏属各県土地改革情况的報告的批語」に付録。『解放戦争時期土地改革文件選編』、99~100頁。
- 17) 『中国共産党組織史料』第4巻上、26頁。および中共中央文献研究室編『任弼時年譜』(中央文献出版社、2014年)、563頁。
- 18) 『解放戦争時期土地改革文件選編』、110頁。
- 19) 『解放戦争時期土地改革文件選編』、154頁。
- 20) 1948年2月5日「毛沢東關於審査新区土改指示給劉少奇的信」に付録。『解放戦争時期土地改革文件選編』、147~148頁。
- 21) 『解放戦争時期土地改革文件選編』、177頁。
- 22) 「学習晋綏日報的自我批評」の発表は1947年8月29日。本稿の議論は『晋察冀日報』1947年9月1日に転載されたものに基づいている。
- 23) 前掲三品「近現代中国の国家・社会間関係と民意—毛沢東期を中心に」を参照。
- 24) 法務部調査局資料室所蔵(554.296/7426)、25頁。なお()内の番号は法務部調査局資料室の分類番号である。以下同じ。
- 25) 1946年7月28日「中共冀中区党委關於具体執行中央五四指示及中央局指示的決定(節録)」(『河北土地改革档案史料選編』、73頁)。この文章には【資料9】とほぼ同じ文面が掲載されている。【資料9】と異なるのは、冀中区の決議文では「毛主席和劉少奇同志關於土地政策發言要点」からの引用が、【資料9】の引用に続けて「群衆がまだ均分していない地域では群衆が提起する方法に照らして処理し、均分してはならない」とある点だけである。
- 26) 『河北土地改革档案史料選編』、26頁。
- 27) 『河北土地改革档案史料選編』、193頁。
- 28) 『河北土地改革档案史料選編』、200~201頁。
- 29) 晋察冀辺区工農婦青回各団体編『群衆』(1946年8月15日)、

- 3頁。法務部調査局資料室蔵(052.9.810)。
- 30) 中共冀晋区党委研究室『工作研究』第6期(1946年10月5日)、40頁。法務部調査局資料室蔵(244.1/7432.n6)。
- 31) 『河北土地改革档案史料選編』、396頁。
- 32) 冀中区党委『土地改革第一階段 幾個問題的經驗介紹』(1946年12月1日)、4頁。法務部調査局資料室蔵(554.2907/7432)。
- 33) 土地改革工作通訊編輯委員會『土地改革工作通訊』第3期(陝甘寧政府、1947年2月10日)、1～2頁。法務部調査局資料室蔵(052.32/803)。
- 34) 冀中区党委『工作往来』第2期(1946年10月10日)、12～13頁。法務部調査局資料室蔵(244.1/7432.n2)。
- 35) 前注に同じ。12頁。
- 36) 前掲三品「近現代中国の国家・社会間関係と民意—毛沢東期を中心に」。
- 37) 前掲三品「近現代中国の国家・社会間関係と民意—毛沢東期を中心に」。興国調査については、竹内実編『毛沢東集』第2巻(北望社、1971年)を参照。
- 38) 例えば1947年11月29日「中共中央關於重發《怎樣分析階級》等兩文件的指示」、『解放戦争時期土地改革文件選編』、90頁。
- 39) 黄宗智「中国革命中の農村階級闘争—從土改到文革時期的表達性現實与客観性現實」(『中国鄉村研究』第2輯、商務印書館)。
- 40) 『河北土地改革档案史料選編』、184頁。
- 41) 『河北土地改革档案史料選編』、251頁。
- 42) 『河北土地改革档案史料選編』、297頁。
- 43) 『辺区群衆報 副卷』第3期(群衆日報社、1947年2月)、2頁。法務部調査局資料室蔵(052.9.819)。
- 44) 『河北土地改革档案史料選編』、367頁。
- 45) 『河北土地改革档案史料選編』、382～383頁。